

## 令和6年3月 入札・契約事務の改正について

総合評価落札方式（特別簡易型）の評価項目について、3月1日以降の公告の案件から下記のとおり変更します。

### 記

#### 1 変更内容

配置予定技術者の能力の評価項目（工事の試行実績及び瀬戸市又は愛知県の工事实績）の評価内容、評価点については、現行は、監理技術者、主任技術者の実績のみを評価の対象としていますが、変更後は、現場代理人についても監理技術者・主任技術者と同等に評価の対象とします。

##### ○評価項目

企業の技術力 ⇒(2)配置予定技術者の能力

変更前：監理技術者又は主任技術者の実績を対象とする

変更後：監理技術者、主任技術者又は現場代理人の実績を対象とする

##### ○評価基準の詳細：評価項目・評価内容・評価点表（抜粋）

評価項目		評価内容	評価点
(2)配置予定技術者の能力	①<省略>	<省略>	<省略>
	②同種工事の施工実績（過去5年間に完了のもの）※1	同種工事の施工実績 5件以上有	5
		同種工事の施工実績 4件 有	4
		同種工事の施工実績 3件 有	3
		同種工事の施工実績 2件 有	2
		同種工事の施工実績 1件 有	1
		上記項目に該当しない	0
	③瀬戸市又は愛知県の工事成績から最高点1件（過去3年間：に完了のもの）※2	工事成績 82点以上の実績 有	4
		工事成績 78点以上82点未満の実績 有	3
		工事成績 74点以上78点未満の実績 有	2
		工事成績 70点以上74点未満の実績 有	1
		上記項目に該当しない	0

※1 同種工事の対象は、官公庁等発注の各工事の予定価格に対応した元請工事实績とする。

※2 過去の元請としての瀬戸市又は愛知県が発注した対象工事に関する工事成績で、金額は問わない。

#### 2 適用日

令和6年3月1日以降に公告する案件から適用します。